

# 平成29年度 第1回差別事象検討小委員会

と き 平成30年2月2日(金) 午前11時40分～

ところ 県庁議会棟3階 特別会議室

## 1 開 会

## 2 挨拶

## 3 議 事

(1)委員長の選任、副委員長の指名について ..... 1 ページ

(2)会議の公開、非公開について ..... 4 ページ

(3)差別事象について ..... 8 ページ

## 4 その他

・過去の差別事象報告状況 ..... 11 ページ

## 5 閉 会

## 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 差別事象検討小委員会

【委員】 任期：平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

氏名	所属・活動等	備考
やまだ アベ山田 マリア ルイサ	鳥取県国際交流財団 理事	
あらかす まさのぶ 荒益 正信	鳥取県人権教育アドバイザー	
いまだ たまみ 今度 珠美	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	
なかお みちよ 中尾 美千代	倉吉市人権文化センター 所長 部落解放同盟鳥取県連合会 前執行委員	
やまもと まさよ 山本 誠代	鳥取市手をつなぐ育成会 副会長	
よしおか のぶゆき 吉岡 伸幸	鳥取あおぞら法律事務所 弁護士	

6名：(50音順)

### 【事務局】

氏名	所属・職名	備考
福田 忠司	人権局 局長	
中井 徹男	人権局 人権・同和対策課長	
八村 宏志	人権局 人権・同和対策課 同和対策担当 課長補佐	

### 【差別事象検討小委員会の概要】

差別事象への対応の検討をより一層進めるため、平成23年12月に鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会として差別事象検討小委員会を設置している。

- 目的： 鳥取県内で発生した同和問題など人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行う。
- 位置づけ： 人権課題について広くかつ専門的に議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(審議会)の小委員会と位置づける。
- 委員： 近年の新たな人権問題であるインターネット上の人権問題に詳しい委員や、現場に密着した法律家、活動の実践者や有識者で構成するとともに、活動に機動性を持たせるため、26名の協議会委員のうちの一部の委員で組織する。
- その他： 検討結果を上部の組織である協議会へ報告する。

## ○鳥取県人権尊重の社会づくり条例

平成8年7月9日  
鳥取県条例第15号

鳥取県人権尊重の社会づくり条例をここに公布する。

## 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題への取組みを推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

## (県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

## (市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

## (県内に暮らすすべての者の責務)

第4条 県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

## (基本方針)

第5条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権に関する意識の高揚に関すること。
- (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。

- (4) 相談支援体制に関すること。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
- (6) 同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題における分野ごとの施策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(人権に関する相談)

- 第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。
- 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。
    - (1) 相談者への助言
    - (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介
    - (3) 関係機関と連携した相談者の支援
    - (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援
  - 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。
  - 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

- 第7条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
- 2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。
  - 3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第8条 協議会は、委員26人以内で組織する。

- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。  
(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)
- 2 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則

平成 8 年 7 月 26 日  
鳥取県規則第 56 号

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則をここに公布する。

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成 8 年鳥取県条例第 15 号)第 8 条第 5 項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第 4 条 協議会に、専門の事項を調査検討させるため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前 2 条の規定は、小委員会に準用する。

(雑則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 19 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## ○鳥取県情報公開条例(抄)

## 第4章 情報公開の一層の推進

## (情報公開の一層の推進)

第34条 実施機関は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努め、情報公開の一層の推進を図るものとする。

## (情報提供施策の充実等)

第35条 実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

## (計画等の積極的な公開)

第36条 実施機関は、重要な計画、事業等について、進行状況その他の情報の公開を積極的に行い、県民の理解と協力を深めるよう努めるものとする。

## (会議の公開)

第37条 実施機関の附属機関その他これに類する会議は、公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。

## ○審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

平成 12 年 3 月 31 日  
鳥取県告示第 218 号

鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号)第 37 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり会議の公開に関し準拠すべき指針を定めたので、告示する。

### 審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

#### 1 趣旨

この指針は、鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号。以下「公開条例」という。)第 37 条第 2 項の規定に基づき、実施機関の附属機関その他これに類する会議(以下「審議会等」という。)の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 対象となる審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類する会議とする。

#### 3 会議の公開

審議会等の会議は、公開とする。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとき及び次のいずれかに該当する場合であって 4 により当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 公開条例第 9 条第 2 項各号に掲げる情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

#### 4 例外として会議を非公開とする場合の手続等

- (1) 審議会等の長は、当該審議会等の会議が 3 の(1)又は(2)に該当する場合(当該会議中に 3 の(1)又は(2)に該当するに至った場合を含む。)であって、当該会議を非公開とすることが適当であると認めるときは、当該会議に諮って非公開の決定を行うものとする。
- (2) 審議会等は、(1)により会議の非公開を決定しようとする場合において、3 の(1)又は(2)に該当する部分とそれ以外の部分を分割して審議することができるときは、当該 3 の(1)又は(2)に該当する部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分に係る会議は、公開しなければならない。
- (3) 審議会等は、その会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

#### 5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、傍聴者全員が傍聴することのできる傍聴席を設けなければならない。
- (3) 審議会等は、会議の傍聴者が会議資料を閲覧できるようにしなければならない。
- (4) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を定めるものとする。

～ 以 下 略 ～

## 審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の解釈及び運用について

平成12年4月1日制定  
総務部長通知  
平成15年2月25日改正  
総務部長通知  
平成25年3月23日改正  
未来づくり推進局長通知  
平成25年11月18日改正  
未来づくり推進局長通知

### 1 指針の趣旨について

審議会等の会議は、県の各種施策の企画立案又は執行の過程において重要な役割を果たしていることから、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第37条第1項において会議の公開について規定し、会議における審議等の状況を明らかにすることにより、県民参加による開かれた公正な県政を推進することとしている。条例37条第2項の規定により規定された審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針（平成12年鳥取県告示第218号。以下「指針」という。）は、その基本方針を示したものである。

### 2 対象となる審議会等について

- (1) 指針2の地方自治法第138条の4第3項の「附属機関」とは、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条の規定により設置された附属機関をいう。
- (2) 指針2の「これに類する会議」とは、(1)以外に実施機関が設置する審議、審査、調査等を行うため、県民、学識経験者等を構成員とする会議をいい、実施機関の内部会議、事業関係者等との打ち合わせ会議等は含まない。

### 3 会議の公開について

条例第9条第1項では、県の保有する公文書の公開を定めている。ただし、同条第2項により法令等の規定により公開することができないときなどについては、公文書の開示をしないこととしている。審議会等の会議についても、条例第37条第1項により、これを原則公開とし、ただし、法令等の規定により公開することができないときなど一定の場合には、当該会議を非公開とすることとしている。指針3は、そのことを確認したものであり、その趣旨は次のとおりである。

- (1) 指針3の法令等の規定により会議を公開することができない場合における法令等とは、法律、政令、省令及び条例をいう。審議会等は法令等を遵守する義務があり、それらに公開することができないことが定められている場合には、当該会議を公開することができないことを確認したものである。
- (2) 指針3の(1)は、条例第9条第2項各号に定める情報（以下「非開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合であって、当該会議で公開しないと決定したときは、非公開とすることとしたものである。これは、公文書の開示請求においては開示しないとされている事項について公開の場で審議等を行うことは、条例の趣旨に反し適当ではないためである。その非公開の決定は公文書の場合と同様厳格に行い、その決定は真にやむを得ない理由がある場合に限られる。



- (3) 指針3の(2)は、会議における公正かつ円滑な議事運営を確保するため、必要な場合には、公開しないというものである。これは、審議事項等の内容によっては、会議を公開した場合に、審議妨害や委員に対する圧力等が加えられたり、公正又は円滑な議事運営が著しく阻害されて、その結果として県全体の利益が損なわれることがあり得るためである。したがって、議事運営に著しい支障が生じることが相当確実に予想される場合であって、当該会議で公開しないことを決定したときに限り適用するものであり、その運用は厳格に行う必要がある。

#### 4 例外として会議を非公開とする場合の手続等について

- (1) 指針4の(1)により、法令等の規定により公開できないときを除き、会議の非公開は、当該審議会等がその会議において決定しなければならないとしている。これは、審議会等としての独立性を尊重するとの観点から、審議等の結果に一義的な責任を有する当該審議会等が自らの責任において決定すべきであるためである。
- (2) 指針4の(2)により、一つの会議で公開する部分と非公開とする部分を分割して審議することができる場合は、非公開とする部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分の会議については公開しなければならないとしている。これは、会議のうち非公開とする部分以外については、原則公開の立場から、公開しなければならないというものである。
- (3) 指針4の(3)により、審議会等が会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならないとしている。これは、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものである。
- (4) 会議の非公開の決定に当たっては、次により行うこととする。
- ア 新たに設置される審議会等については、最初の会議において決定するものとする。  
なお、非公開の決定は、審議会等が、非公開とする場合の事務の内容又は審議事項等及び非公開とする理由を明らかにした上で行わなければならない。
- イ 非公開に関して決定された内容については、文書で明らかにしておくこととする。
- ウ 非公開を決定した後に新たに審議する事項が追加される等の理由により、新たに非公開の決定を行うべき事情が生じたときは、審議会等は、その都度、会議において非公開を決定しなければならない。
- エ 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、原則として公開とする部分の審議が終了してから非公開とする部分の審議を行うものとする。
- オ 実施機関は、非公開の決定について、県民課に報告することとする。

～ 以下略 ～

## 差別事象の概要(平成29年4月～平成29年12月)

## 1 刑を終えて出所した人を排除するビラ配布、ビラ写真のツイッター投稿

発生日	平成29年7月21日(金) 午後5時13分(通報)
場 所	琴浦町住宅、ツイッター投稿
内 容	①刑を終えて出所した人を排除するビラが住宅に配布された。 ②上記ビラを見た住民が、ビラの写真をついッターに投稿した。
対応概要	<p>■ 7月21日 17:13～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民から琴浦町の文化センターに、刑を終えて出所した人を排除する内容のビラ写真がツイッターに投稿されている旨の通報があった。</li> <li>・琴浦町人権・同和対策課長から教育長、町長、副町長、総務課長に報告、税務課係長(前住宅係長)、建設課長と協議して対応。</li> <li>・人権・同和対策課長から、ビラの配布者に電話で状況確認を行い、町営住宅にビラを配布したことを確認。ビラ配布が人権侵害にあたることの説明及びビラ回収を要請。</li> </ul> <p>■ 7月22日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビラ配布者が昨日ビラを回収していたことを、相談員が確認。</li> <li>・人権・同和対策課長及び文化センター相談員が警察署に相談。</li> <li>・ツイッターの投稿状況を確認し、投稿した者を特定。</li> </ul> <p>■ 7月23日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビラ写真のツイッター投稿者に対し、文化センター相談員が面談し、聴き取り及び指導。(ツイッターから投稿は削除された。)</li> </ul> <p>■ 7月24日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・琴浦町人権・同和教育課長が、副町長に報告。課長から担当職員に保護司の連携と、差別事象対策委員会の開催指示。</li> <li>・鳥取保護観察所と連携するため連絡。</li> <li>・人権・同和教育課長から県人権・同和対策課、中部総合事務所に報告。</li> </ul> <p>■ 7月25日～28日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町長、副町長、教育長、総務課長、建設課長、福祉あんしん課長、人権・同和対策課長で取組を協議し、各課で連携して対応。</li> </ul> <p><b>【今後の対策、取組等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民向けの啓発の実施</li> <li>・今年度の人権・同和教育部落懇談会の際に、事象の発生した住宅の住民を対象に刑を終えた人に対する偏見や差別をなくすための啓発を行う。</li> </ul>

## 2 ホームページフォームによる差別内容送信

発生日	平成29年9月7日（木）①15時34分、②15時39分
場 所	①県ホームページ「とりネットへのご提言・ご質問メールフォーム」 ②琴浦町ホームページ「お問合わせフォーム」
内 容	「とりネットへのご提言・ご質問メールフォーム」及び「琴浦町ホームページお問合わせフォーム」から、「部落民の採用を止めてほしい」との内容が送信される。
対応概要	<p>■平成29年9月7日（木）</p> <p>①「とりネットへのご提言・ご質問メールフォーム」から送信された内容を広報課所属メール受信。（送信日時 2017/09/07 15:34）</p> <p>②「琴浦町ホームページお問合わせフォーム」に差別内容が届いていることを企画情報課の担当者が18時20分頃発見。（送信日時 2017/09/07 15:39）18時30分頃、企画情報課から、総務課へ報告後、総務課から、町長、副町長に報告。19時頃、人権・同和教育課から部落解放同盟琴浦町協議会へ報告。</p> <p>■平成29年9月8日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8時35分、琴浦町から県人権局人権・同和対策課に電話報告</li> <li>・県から県内全市町村に同様事例が発生していないか確認するが、県と琴浦町以外は同様事例の発生無し。</li> </ul> <p>■①平成29年9月12日、②9月15日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先等にシステムログ等から発信者を特定できるか確認したところ、「（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモであることまでは判明したが、端末・実際の利用者（人）の特定はできない。」との回答。</li> </ul> <p>■平成29年12月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同様事例の発生を防ぐため、住民への啓発について、部落差別解消法施行1周年にあわせて、県、琴浦町、倉吉市、米子市の公式ホームページで部落差別解消法の周知、インターネットの人権侵害に関する啓発記事等を掲載するとともに、各市町村や団体での啓発事業一覧を報道に資料提供するなど、啓発活動をPRした。</li> </ul> <p><b>【今後の対策、取組等】</b></p> <p>■県同和対策協議会の取組を活かし、県内行政機関や団体で連携しながら、さらなる啓発を進める。</p>

### 3 宅建事業者から同和地区の問合せ

発生日時	平成29年9月14日(木)
場 所	鳥取市役所人権推進課
内 容	鳥取市内の不動産業者店長が鳥取市役所人権推進課を訪れ、鳥取市内の〇〇地区は同和地区かどうかなど尋ねたもの。(顧客からの問い合わせあり。)
対応概要	<p>■ 9月14日 店長来訪時、市職員は回答を拒否、このようなことを問い合わせすることは差別行為であることを指導した。</p> <p>■ 9月15日午後 鳥取市から県人権・同和対策課に報告あり。</p> <p>・午後4時 当該店長に県人権・同和対策課から電話し、(公社)鳥取県宅地建物取引協会(以下「協会」という。)の自主行動基準に沿った対応、協会への報告を依頼するとともに、10月開催の宅地建物取引協会研修会への参加するよう案内した。</p> <p>■ 10月20日 協会から県に報告が無いため、県住まいまちづくり課から、協会に報告の提出を要請。</p> <p>■ 10月30日 協会から報告書を受理。</p> <p>■ 10月31日 県住まいまちづくり課及び人権・同和対策課が協会に訪問し、協会会長と事務局長に指導文書を手交して面談し、改善を指導。</p> <p>■ 11月15日 協会会長名で、会員業者に「人権問題に関する意識の向上について(通知)」送付した旨の報告あり。</p> <p>■ 宅建業界向けに年6回の研修をしており、県人権・同和対策課からも、宅地建物取引上の人権問題について説明をしているが、事案発生後の10月30日、11月1日の研修では、土地問合せ事案が発生したことにも触れ、改めて研修受講者のみならず、店舗の従業員に対しても周知徹底するよう依頼。</p> <p>※当該店長、宅建協会会長は、10月30日の研修に出席。</p> <p>■ 29年12月14日付けの上記研修受講済み証交付通知にも、改めて土地問合わせ事案の発生と、周知徹底の依頼を記載。</p> <p>■ 人権・同和問題講演会について、30年1月開催分から宅建協会・全日協会事務局を通して、宅建事業者への案内を開始。</p> <p><b>【今後の対策、取組等】</b></p> <p>■ (公社)全国宅地建物取引業協会連合会に対しても、各都道府県宅地建物取引業協会に対する指導を要請する(2月)。</p> <p>■ 宅建取引士の新規資格取得時に研修はないが、宅建取引士証の交付時や立入検査時に、啓発資料の同封等により周知徹底を強化する取組を住まいまちづくり課で検討中。</p> <p>■ 今後の研修内容の改善(研修資料の改訂等)を検討中。</p>

## 差別事象報告状況(H22～H28年度)

※平成22～28年度差別事象検討小委員会議事で取り上げたもの

年度	分類	事象名	発生時期	発生地	地域	差別した者等	事象の内容	分野
H28	落書き	トイレ落書き	H28. 3	鳥取市内県立文化施設の男子トイレ	東	不明	1階男子トイレ個室の壁面に黒マジックで、差別用語を使った落書き(一部判読不能)があったもの。(報告日はH28. 4. 12)	同
H28	その他	電話による地区の問い合わせ	H28. 5. 26	倉吉市への同和地区問合せの電話	中	不明	県中部地区に引越す予定があるが、住む場所の判断材料にしたいとの理由で、鳥取県西部在住と名乗る男性が倉吉市内のある地区名を挙げて、そこが同和地区かどうか教えてほしい旨の問合せ電話が倉吉市人権局にあった。	同
H28	落書き	トイレ落書き	H29. 1. 29. 29 (発見日)	日南町内駅の男子トイレ	西	不明	駅の男子トイレ個室の内側壁面3箇所に鉛筆で「同和」と判別できる落書きがあったもの。(大きなものは縦10cm×横5.5cm)	同
H28	発言	事業所内での発言	H27年7月頃 ※H28年6月に運動団体に対して告発があったもの。	県西部の事業所内	西	当該事業所の従業員	従業員の一人が事業所内において同和地区出身者を見下す内容の差別発言をしていたもの。その発言を聞いた他の従業員が本人に注意し、また、事業所の上部組織に対して社内に差別がある旨のメッセージを伝えたが、会社側の対応も不十分と感じ、その後、運動団体に対し告発があったもの。なお、この会社は、その後、従業員の発言が差別発言であることを確認し、現在は今後の再発防止、対応の徹底、研修の推進を図っている。	同
H27	その他	電話による地区の問い合わせ	H27. 8. 10	大山町	西	不明	町役場に電話で、同和地区の問い合わせがあったもの。	同
H27	その他	電話による地区の問い合わせ	H27. 10. 16	米子市	西	不明	市役所に電話で、同和地区の問い合わせとともに、ネット情報(小学校の児童に部落民だと宣言させている)についての確認があったもの。	同
H26	落書き	トイレ落書き	H26. 7. 11	倉吉市	中	不明	市内の公衆トイレの男子トイレの壁面に「ガイジ」(「イジ」はやや判別しにくい)と判別できる落書きがあったもの。	障
H26	発言	県教委への教員採用試験に対する電話	H26. 7. 25	鳥取市	東	不明	教員採用試験について「〇〇という受験生がいるが知っているか。家族が同和のどうのこうの言っている。このようなものを合格させるな」と電話があったもの。	同
H26	その他	電話での同和地区の問い合わせ	H26. 7. 23	鳥取市	東	不明	「自分は〇〇小学校を卒業したが、就職差別を受けないかと心配になり、〇〇団地が同和地区かどうか知りたい」旨の問合せの電話が、当該地区の公民館にあったもの。	同
H25	落書き	分譲地等への差別落書き	H25. 4. 26	倉吉市	中	不明	分譲地案内看板、電柱、個人家屋の壁、県道など6箇所に、赤色、ピンクのインクスプレーで落書きされたもの。	同
H25	落書き	鉄道車両内の差別落書き	H25. 6. 17	鳥取市(発見時)	不明	不明	智頭急行所有車両普通列車内落書き	同
H25	その他	人権侵害記載封筒の投棄	H25. 7. 19	倉吉市	中	不明	市内在住の外国人を名指しし、差別用語を書いた封筒が廃棄物と一緒に古ビニール袋の中に入れられ、当事者の自宅前に投棄されていたもの。	外
H24	落書き	駅トイレの差別落書き	H24. 4. 10	日南町	西	不明	駅の男子トイレ内に「部落」「よつ」などの落書き。	同
H24	落書き	県営住宅団地	H24. 6. 15	県東部	東	不明	赤いカラースプレーで「死」の落書き。	同

		内の落書き						
H24	落書き	自動販売機への落書き	H24. 7. 22	湯梨浜町	中	不明	黒いスプレーのようなもので「絵田」「エタ」等の落書き。	同
H24	発言	電話での差別発言	H24. 4. 17	大山町	西	個人(匿名)	役場への電話で、同和地区の場所をたずねる内容。	同
H24		事業所での不適切発言	H24. 4. 25	鳥取市	東	個人	パート社員の採用面接の際、面接者の一人が、受験者退出後に、その受験者の卒業した小学校区が被差別部落に関係する旨の発言をしたもの。	同
H24		町民による差別発言	H24. 5. 8	大山町	西	個人	介護保険認定調査の聞き取りのため訪問した看護職に出身地を尋ね、「同和だ、同和だ」と繰り返し、診察を拒否したもの。	同
H24		福祉作業所内での差別発言	H24. 7. 9	倉吉市	中	個人	作業中に、通所者が別の通所者の言葉について、「言葉づかいが悪いのは、部落の出身だから」と発言。	同
H24		電話での差別発言	H24. 10. 23	倉吉市 (県中部総合事務所)	中	個人	県民による、一職員に対する差別発言。	他
H24	その他	差別文書の送付	H25. 3. 19	大山町	西	不明	大山町長の名前をかたり、複数の町民宅へ差別はがきが投函された。(はがきの記載内容はすべて同じ) 県への報告は25年度	他
H23	落書き	民間会社のトイレ内	H23. 7. 16	鳥取市	東	不明	社内の男子トイレの壁に「4つ」の落書き。	同
H23		県立高校内	H24. 1. 23、. 2. 2、2. 3	東部	東	不明	建物の階段壁面に「ガイジ」「ぶらく」「さべつ」などと記載。	同・障
H23	発言	役場への苦情電話の中での差別発言	H23. 5. 16	大山町	西	個人	シルバー人材事業についての苦情電話の中で、部落差別発言を行ったもの。	他
H23		差別発言についての相談	H23. 8. 30	倉吉市	中	個人	親戚から「身元調査をしたら同和だとわかった」との発言を受け、事実確認等について市役所に相談があったもの。	同
H23	その他	電話による地区の問い合わせ	H23. 11. 28	県庁	東	不明	県庁に「どこが同和地区か知っているか」と電話による問い合わせ	同
H23		電話による地区の問い合わせ	H23. 12. 21	県庁	東	不明	県庁に「どこが同和地区なのか教えてほしい」と電話による問い合わせ	同
H23		差別文書郵送	H23. 7. 8 H23. 8. 5	米子市	西	個人	運動団体宛に差別文書が郵送。(米子市内在住の個人名で投函、「欠陥人間である部落民どもは出て行け！」など記載)	同
H22	落書き	JR鳥取駅2階男子トイレ内	H22. 4. 22	鳥取市	東	不明	賤称語の落書き	他
H22	落書き	鳥取駅周辺の商業施設内	H22. 6. 3	鳥取市	東	不明	指名手配の掲示ポスターに、賤称語を油性マジックで記載	他
H22	落書き	JR鳥取駅2階仮設男子トイレ	H23. 2. 10	鳥取市	東	不明	賤称語を洗面所側面の壁に落書	他
H22	発言	役場への電話での苦情の中で賤称語の使用	H22. 10. 15	大山町	西	不明	国勢調査の調査票の配布が遅いという苦情電話の中で、賤称語を使用して非難。	他
H22	発言	部落差別、障がい者差別発言①	H23. 1. 4	湯梨浜町	中	個人	福祉施設への不満を述べる中で、部落差別、障がい者差別発言を行ったもの。	同・障
H22	発言	部落差別、障がい者差別発言②	H23. 1. 19	湯梨浜町	中	個人	前回、差別発言を行ったことについて、町が確認のため訪問し、反省を促す中で同様の発言を行ったもの。	同・障
H22	その他	電話による地区の問い合わせ	H22. 9. 3	鳥取市	東	不明	人権福祉センターに〇〇大学の者を名乗る男性から地区の問い合わせ	同
H22	その他	電話による地区の問い合わせ	H22. 11. 18	鳥取市	東	不明	(財)鳥取市人権情報センターに「〇〇地区は同和地区ですよ。」という電話での問い合わせ	同
H22	その他	電話による地区の問い合わせ	H23. 2. 9	鳥取市	東	不明	鳥取市役所駅南庁舎へ、「〇〇地区へ転入したいが、そこは部落ですか？」との電話での問い合わせ	同
H22	その他	脅迫はがき郵送	H22. 12. 7	鳥取市	東	不明	部落解放同盟鳥取県連合会へ脅迫はがき郵送。(鳥取市内の会社社長名で投函されている。あて先は「部落解放同盟全員へ」となっており、「全員ひき殺す!」「殺処分」といった言葉や賤称語が使用されている。)	同

## 同和問題に係る差別事象報告件数(H12～H28年度)

年度	件数	差別事象の内容						
		1 結婚	2 就職	3 発言	4 落書	5 投書	6 その他	(その他の内容)
H12	26			14	10	1	1	ホームページへの差別文書(電子メール)
H13	14			9	4	1		
H14	24			5	15	2	2	電話での地区の問い合わせ
H15	26			14	10		2	電話での不動産取引についての問い合わせ
H16	16			3	11		2	ホームページの差別文書(電子メール)、電話での地区の問い合わせ
<b>H12～ 16計</b>	<b>106</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>45</b>	<b>50</b>	<b>4</b>	<b>7</b>	
H17	18				15	1	2	電話での地区出身の問い合わせ、感想文
H18	5			1	4			
H19	14			1	6	1	6	・電話による地区の問い合わせ(2件) ・同和地区を差別し個人を誹謗する差別文書の配布(3件) ・差別張り紙
H20	7				6		1	・土地売買に関する地区の問い合わせ
H21	4			1	3			
<b>H17～ 21計</b>	<b>48</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>34</b>	<b>2</b>	<b>9</b>	
H22	11			3	4	1	3	・電話による地区の問い合わせ(3件)
H23	7			2	2		3	・電話による地区の問い合わせ(2件) ・差別文書の送付(1件)
H24	9			5	3		1	・差別文書の送付
H25	4			1	2		1	・人権侵害記載封筒の投棄(1件) ・「3 発言」の1件は県への報告はH26年度に入ってから報告があったもの
H26	3			1	1		1	・電話による地区の問い合わせ
<b>H22～ 26計</b>	<b>34</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>12</b>	<b>12</b>	<b>1</b>	<b>9</b>	
H27							2	・電話による地区の問い合わせ(2件)
H28	4			1	2		1	・電話による地区の問い合わせ

(注) この資料は、市町村が把握し、県に報告があったものであり、県内で発生した全ての差別事象を記載したものではない。